

委託業務に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人福井県下水道公社が発注する修繕に係る測量調査・設計等委託業務（以下「委託業務」という。）における最低制限価格制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格)

第2条 理事長は、委託業務を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。

(委託業務に係る最低制限価格の設定方法)

第3条 委託業務に係る入札における最低制限価格は、予定価格に次項の規定により算出した割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

2 前項の割合は、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める算出式により得た額に100分の110を乗じて得た額を、設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。

(入札参加者への周知)

第4条 理事長は、委託業務を入札に付そうとするときは、指名通知において、当該入札に最低制限価格を適用する旨を明らかにしなければならない。

(落札者の決定)

第5条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札とするものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年７月１５日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年８月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

- この要領は、令和６年６月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 改正後の別表の規定は、施行日以後に指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った委託業務に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

別表（第３条関係）

区 分		算 出 式
設計	土木	・積算に技術経費を用いていない場合 (直接人件費＋直接経費＋その他の原価の額×9/10＋一般管理費等×5/10)
	農林	・積算に技術経費を用いている場合 (直接人件費＋直接経費＋技術経費×6/10＋諸経費×6/10)
	建築 (監理委託を含む。)	(直接人件費＋特別経費＋技術等経費×6/10＋諸経費×6/10)
測量 (用地測量を含む。)		(直接測量費＋測量調査費＋諸経費×5/10)
調査	地質調査	(直接調査費＋間接調査費×9/10＋解析等調査業務費×8/10＋諸経費×5/10)
	補償調査	(直接人件費＋直接経費＋その他の原価の額×9/10＋一般管理費×5/10)
	道路・河川 環境調査等	(直接人件費＋直接経費＋技術経費×6/10＋諸経費×6/10)

これにより難い場合は、別途、個別の入札に際して定めるものとする。